

平成十九年総務省令第九十四号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長  
発展の基盤強化に関する法律第二十六条の  
地方公共団体等を定める省令

企業立地の促進等による地域における産業集積  
の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律  
第四十号）第二十条の規定に基づき、企業立地の  
促進等による地域における産業集積の形成及び活  
性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定  
める省令を次のように定める。

（法第二十六条に規定する総務省令で定める地  
方公共団体）

第一条 地域経済牽引事業の促進による地域の成  
長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」と  
いう。）第二十六条に規定する総務省令で定め  
る地方公共団体は、当該地方公共団体の区域に  
係る法第四条第六項の規定による地域経済牽引  
事業の促進に関する基本的な計画の同意の日  
（以下「同意日」という。）の属する年度前三三  
年度内の各年度に係る地方交付税法（昭和二十  
五年法律第二十一号）第十四条の規定により算  
定した基準財政収入額を同法第十一条の規定に  
より算定した基準財政需要額で除して得た数値  
を合算したものの三分の一の数値が〇・五二に  
満たない都道府県又は〇・六七に満たない市町  
村とする。

（法第二十六条に規定する総務省令で定める施  
設）

第二条 法第二十六条に規定する総務省令で定め  
る施設（以下「対象施設」という。）は、次に  
掲げる要件に該当するものとする。

一 一の施設（一の家屋若しくは構築物又は用  
途上不可分の関係にある二以上の家屋若しく  
は構築物であつて一団の土地にあるものに限  
る。）であつて当該施設の用に供する家屋又  
は構築物を構成する減価償却資産（所得税法  
施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六  
条第一号及び第二号又は法人税法施行令（昭和  
四十年政令第九十七号）第十三条第一号及び  
第二号に掲げるものに限る。）及び当該家屋  
又は構築物の敷地である土地（同意日（当該  
同意日の同意が令和三年三月三十一日まで  
行われたものに限る。以下同じ。）以後に取  
得した土地であつて、その取得の日の翌日か  
ら起算して一年以内に当該土地を敷地とする  
当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場  
合における当該土地に限る。）の取得価額の

合計額が一億円（農林漁業及びその関連業種  
（製菓業のうち食料品製菓業、飲料・たば  
こ・飼料製菓業、木材・木製品製菓業、家  
具・装備品製菓業、パルプ・紙・紙加工品製  
造業、プラスチック製品製菓業及びゴム製品  
製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、  
飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用  
機械器具卸売業及び家具・建具卸売業をい  
う。）に係るものにあつては、五千万円）を  
超えるものであること。

二 当該対象施設に係る家屋につき当該対象施  
設に含まれない部分がある場合には当該家屋  
の床面積（機械室、廊下、階段その他共用に  
供されるべき部分の床面積（以下この号にお  
いて「共用部分の床面積」という。）を除  
く。）のうち当該対象施設に含まれる部分の  
床面積（共用部分の床面積を除く。）の占め  
る割合が二分の一以上のものであり、当該対  
象施設に係る構築物につき当該対象施設に含  
まれない部分がある場合には当該構築物を構  
成する減価償却資産（所得税法施行令第六  
条第二号又は法人税法施行令第十三条第二  
号に掲げるものに限る。以下この号におい  
て同じ。）の取得価額の合計額のうち当該対象  
施設に含まれる部分で構成する減価償却資産  
の取得価額の合計額の占める割合が二分の一  
以上のものであること。

（法第二十六条に規定する総務省令で定める場  
合）

第三条 法第二十六条に規定する総務省令で定め  
る場合は、次の各号に掲げる税目ごとに、そ  
れぞれ当該各号に定める場合とする。

一 不動産取得税 同意日から起算して五年内  
に対象施設を設置した者（以下「施設設置  
者」という。）について、当該対象施設  
の用に供する家屋（当該施設のために供する部分に  
限るものとし、事務所等に係るものを除く。）  
又はその敷地である土地の取得（同意日以後  
の取得に限り、かつ、土地の取得について  
は、その取得の日の翌日から起算して一年以  
内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の  
着手があつた場合における当該土地の取得に  
限る。）に対して課する不動産取得税につ  
いて課税免除又は不均一課税をすることとし  
てする場合  
二 固定資産税 施設設置者について、当該対  
象施設のために供する家屋若しくは構築物（当

該対象施設の用に供する部分に限るものと  
し、事務所等に係るものを除く。）又はこれ  
らの敷地である土地（同意日以後に取得した  
ものに限る、かつ、土地については、その取  
得の日の翌日から起算して一年以内に当該土  
地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の  
着手があつた場合における当該土地に限る。）  
に対して課する固定資産税について課税免除  
又は不均一課税をすることとしている場合

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 当分の間、普通交付税に関する省令（昭和三十  
七年自治省令第十七号）第四十八条（同令附  
則第十条の四において準用する場合を含む。）  
の規定の適用を受ける市町村に係る第二条の適  
用については、「地方交付税法（昭和二十五年  
法律第二十一号）第十四条の規定により算定  
した基準財政収入額」とあるのは、「合併関係市  
町村（市町村の合併によりその区域の全部又は  
一部が合併市町村の区域の一部となる市町村を  
いう。以下この条において同じ。）が当該年度  
の四月一日現在においてすべてなお従前の区域  
をもつて存続していたものと仮定した場合にお  
いて各合併関係市町村につきそれぞれ普通交付  
税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七  
号）第五十条の規定によって算定した基準財政  
収入額を合算して得た額」とし、「同法第十一  
条の規定により算定した基準財政需要額」とあ  
るのは、「各合併関係市町村につきそれぞれ同令  
第四十九条の規定によって算定した基準財政需  
要額を合算して得た額」とする。

附則（平成二〇年三月三十一日総務省令  
第四一号）

この省令は、平成二十年四月一日から施行す  
る。

附則（平成二〇年八月二二日総務省令  
第九三三号）

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 この省令による改正後の企業立地の促進等  
による地域における産業集積の形成及び活性化に  
関する法律第二十条の地方公共団体等を定める  
省令第三号第一号の規定は、施行日以後に設置  
される施設について適用し、施行日前に設置さ  
れた施設については、なお従前の例による。  
附則（平成二二年三月三十一日総務省令  
第四〇号）抄  
（施行期日）

1 この省令は、平成二十一年四月一日から施行  
する。  
附則（平成二三年三月三十一日総務省令  
第二五五号）  
この省令は、平成二十三年四月一日から施行  
する。  
附則（平成二五年三月三〇日総務省令  
第三八八号）抄  
（施行期日）  
1 この省令は、平成二十五年四月一日から施行  
する。

附則（平成二六年三月三十一日総務省令  
第三五五号）抄  
（施行期日）  
1 この省令は、平成二六年四月一日から施行  
する。

附則（平成二八年三月三十一日総務省令  
第三五五号）  
この省令は、平成二八年四月一日から施行  
する。

附則（平成二九年三月三十一日総務省令  
第二八八号）抄  
（施行期日）  
1 この省令は、平成二九年四月一日から  
施行する。

附則（平成二九年七月二五日総務省令  
第五五五号）  
（施行期日）  
1 この省令は、企業立地の促進等による地域に  
おける産業集積の形成及び活性化に関する法律  
の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四  
十七号）（次項において「改正法」という。）の  
施行の日から施行する。

（経過措置）  
2 改正法附則第三条第二項の規定によりなお従  
前の例によることとされる改正法による改正前  
の企業立地の促進等による地域における産業集  
積の形成及び活性化に関する法律第二十条の規  
定に基づくこの省令による改正前の企業立地の  
促進等による地域における産業集積の形成及び  
活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等  
を定める省令の規定の適用については、なお従  
前の例による。

附則（平成三〇年三月三〇日総務省令  
第一六〇号）  
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 この省令による改正後の企業立地の促進等  
による地域における産業集積の形成及び活性化に  
関する法律第二十条の地方公共団体等を定める  
省令第三号第一号の規定は、施行日以後に設置  
される施設について適用し、施行日前に設置さ  
れた施設については、なお従前の例による。  
附則（平成三〇年三月三〇日総務省令  
第一六〇号）抄  
（施行期日）

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令第一条の規定は、この省令の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に施設を設置した事業者に係る課税免除又は不均一課税について適用し、施行日前に施設を設置した事業者に係る課税免除又は不均一課税については、なお従前の例による。

附 則 (平成三十二年三月三〇日総務省令第四四号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年九月一六日総務省令第八七号)

この省令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律(令和二年法律第五十八号)の施行の日から施行する。